

令和8年9月会議

一般質問 参考資料

女良畑 政幸 議員

政策

1 安全で安心して暮らせるまちづくり

近い将来の発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震、中央構造線に起因する地震ならびに激甚化する風水害などの自然災害や不測の事態に向けて、防災体制の充実・強化に取り組みます。また、消防力の強化や防犯体制・交通安全の充実を図るとともに、消費者保護を推進します。

住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

(1) 防災体制の充実・強化

危機管理体制や初動体制の充実を図りつつ、地域との協働による地域防災力の向上に取り組みます。また、減災の観点によるさまざまな取り組みを促進します。

(2) 消防力の強化

地域との協働による消防力の強化を図るとともに、消防施設の充実を図るなど、消防力の強化に努めます。

(3) 防犯体制・交通安全の充実

住民の防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実を図るなど、犯罪のない社会づくりに取り組みます。また、交通事故を防止するための交通安全教育や、安全な交通環境の充実に努めるなど、交通安全の実現に向けた取り組みを推進します。

(4) 消費者保護の推進

さまざまな消費者問題を未然に防ぐため、情報提供による啓発など、消費者保護の推進に取り組みます。



一般質問参考資料

①全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 《国土交通省ホームページから抜粋》

		令和3年	平成27年
京奈和自動車道	紀北IC～西IC	23,509台	16,552台
国道480号	笠田東	8,099台	5,396台

②県内の交通事故概要表(令和7年) 《かつらぎ警察署提供資料から抜粋》

順位	市町村名	1万人当たりの件数
1	かつらぎ町	21.5
2	岩出市	19.3
3	和歌山市	17.5
4	高野町	14.9
5	串本町	14.9
6	紀の川市	14.6
7	みなべ町	14.5
8	美浜町	14.4
9	田辺市	14.4
10	御坊市	12.8

路線別(かつらぎ署管内)		件数	前年比
国道	24号	14件	-33%
	480号	12件	500%
県道	和歌山橋本線	2件	-33%
市町村道		13件	30%

③町内の犯罪発生率 《かつらぎ警察署提供資料から抜粋》

		令和7年	令和6年	令和5年
かつらぎ町	県内順位	7位	5位	14位
	犯罪率	3.69	4.47	2.84

④県内の特殊詐欺被害分析状況(令和8年7月末暫定値) 《かつらぎ警察署提供資料から抜粋》

手口	件数	被害額
ニセ警察詐欺	30件	2億3774万円
オレオレ詐欺	4件	1913万円
架空料金請求詐欺	34件	3835万円
キャッシュカード詐欺盗	9件	1711万円
SNS型投資詐欺	44件	7億4250万円
SNSロマンス詐欺	22件	1億0398万円
その他	15件	1139万円
合 計	158件	11億7023万円

万円未満切り捨て

	被害者年齢構成		単位人
	男	女	合計
19歳以下	0	0	0
20歳代	12	3	15
30歳代	2	2	4
40歳代	14	11	25
50歳代	23	19	42
60歳代	20	7	27
70歳代	15	10	25
80歳代	7	13	20
合計	93	65	158

○橋本市防犯カメラ設置補助金交付要綱

令和4年2月2日
告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の安全確保及び犯罪抑止のため防犯カメラを設置しようとする区・自治会に対し、予算の範囲内で橋本市防犯カメラ設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、地域住民の安全確保及び犯罪抑止のため、新たに防犯カメラを設置しようとする区・自治会で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 当該区・自治会において防犯カメラ設置について合意がなされていること。
- (2) 防犯カメラの撮影区域が当該区・自治会の区域内であり、かつ、撮影範囲の2分の1以上が道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲内に民家及び事業所等がある場合は、その管理者等の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラ設置について管轄警察署の助言を受けていること。
- (6) 防犯カメラ設置を示す表示板を取り付けること。
- (7) 防犯カメラ設置完了の日から起算して5年以上維持管理すること。
- (8) 撮影される個人のプライバシー侵害防止を図るよう、設置及び管理運用規程を定めること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラ設置表示板の購入費及び設置費
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの維持管理費並びに地代及び占用料等については補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする区・自治会(以下「申請者」という。)は、橋本市防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所の位置図
- (2) 設置箇所の現況写真
- (3) 撮影範囲を示した平面図
- (4) 設置に要する費用の見積書
- (5) 設置する防犯カメラの仕様書
- (6) 防犯カメラ設置について地域の合意が形成されていることを証する書類
- (7) 防犯カメラ設置場所の使用に関する権限を有し、又は有する見込みであることを証する書類
- (8) 防犯カメラ設置及び管理運用規程
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一の申請者につき、当該年度において1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の適否を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内においてその交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、橋本市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受ける前に、当該申請に係る防犯カメラについて、購入に係る契約や設置工事を行ってはならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、防犯カメラの設置を完了したときは、橋本市防犯カメラ設置実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置に要した費用の領収書
- (2) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる現況写真
- (3) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、橋本市防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、橋本市防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けて補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

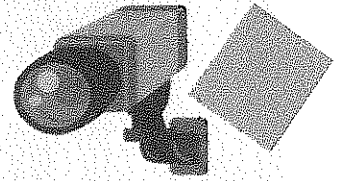
第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示による義務又は手続を履行しないとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用し、又は使用しようとするとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

《橋本市ホームページから一部抜粋》

みよし市 **家庭用防犯カメラ設置費補助金**

対象の防犯カメラ設置に係る費用の
5分の4の額 上限10万円を補助



補助対象者

申請時点でみよし市の住民基本台帳に登録があり、以下のいずれかに該当する人

- ①市内の居住用住宅（事務所、店舗等の用途を兼ねる家屋を含む）に居住する個人
 - ②居住する住宅の所有者に防犯カメラ設置の同意を得ている個人
- ※過去にこの事業を実施した世帯は対象外になります。

次の要件のすべてを満たす防犯カメラ

- ①屋外に設置する
- ②撮影範囲の2分の1以上を公共空間*とする
- ③撮影した画像を記録する機能を備えているもの
- ④継続して撮影するもの
- ⑤追跡機能を有しないもの
- ⑥夜間撮影ができるもの

*道路、公園、広場等の不特定多数の人が利用または通行する場所のこと

対象の防犯カメラ

申請受付期間

令和8(2026)年5月11日(月)から令和9(2027)年3月31日(水)まで

※工事する2～3週間前までに申請書を提出する必要があります。

※実績報告書及び添付資料の提出は申請受付期間内に限ります。

※補助金予算額に達した場合は終了します。



カメラの設置にあたっては、**カメラを設置していることを表示するなど、ガイドラインを遵守していただく必要がありますので、必ず申請前にガイドランをご確認ください。**



[みよし市防犯カメラの運用等に関するガイドライン](#)

[検索](#)

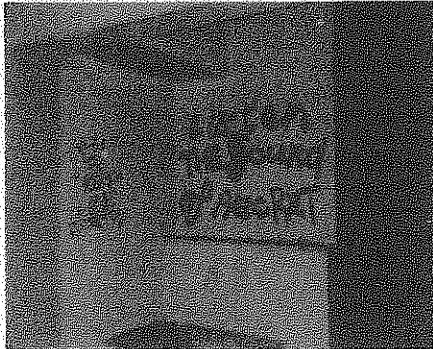


《みよし市ホームページから一部抜粋》

仙台市では、仙台市落書きの防止に関する条例に基づき落書き防止の取り組みを進めています。

落書きは被害者に大きな損害を与えるばかりではなく、街の景観を大きく損ない、街を愛する人たちの心をも一方的に踏みにじる卑劣な行為です。

落書きの防止へ、皆様のご協力をお願いいたします。



落書きは「犯罪！」です

スプレー等による落書きには、グラフィティ風のもの、名前等をシンボル化して記す「タギング」と呼ばれるもの、便乗的な殴り書きなど様々ありますが、いずれも悪質で、消去のための手間も費用もすごくかかります。決して単なるいたずらではなく、もちろん「自己表現の手段」という勝手な言い訳で済ませられるようなものではありません。

落書きは、れっきとした「犯罪」。落書きの現場を見かけたら迷わずすぐに警察に通報を。

(参考)

刑法第260条（建造物損壊罪）・・・5年以下の懲役

刑法第261条（器物損壊罪）・・・3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料

軽犯罪法第1条第33号・・・拘留又は科料

落書き消去用具の貸出について

みんなで街をきれいにしましょう！！

落書き消去活動に必要な用具の貸出を行っております。

対象者

- 落書きの被害を受けた施設の所有者又は管理者
- 落書き消去活動をする団体

対象施設

- 落書きの被害を受けた家屋・店舗・マンション・商業ビル等の民間施設の塀や壁等、仙台市が管理する道路・公園等の公共施設

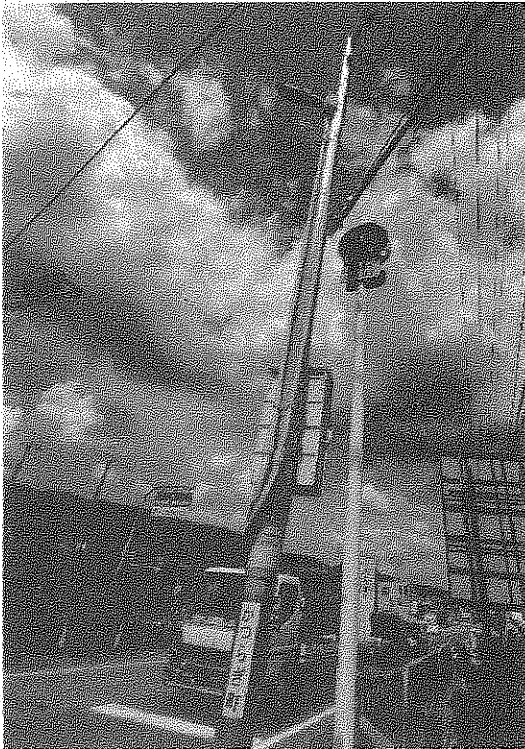
（施設の所有者または管理者の承諾を得ている場合に限りです。）

貸出物品

- 消去剤・ウエス・バケツ等

ただし、自宅又は店舗等の塀や壁などに書かれた落書きを消去する場合は、原則として消去剤1本としております。
（落書きの被害がひどい場合や団体による消去活動の場合にはご相談下さい。）

防犯カメラ設置状況写真



妙寺 デイリーヤマザキ前交差点防犯カメラ
(令和6年)



大谷駅前防犯カメラ
(令和7年)



大谷駅前防犯カメラ設置の表示